

トゥルチェニ火力発電所環境対策計画【ルーマニア】

施策所管局課 国別開発協力第三課

評価年月日 平成 27 年 4 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	ルーマニア
(2) 案件名	トゥルチェニ火力発電所環境対策計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日、 供与条件など を含む	<p>当国最大のトゥルチェニ火力発電所に排煙脱硫装置（FGD）を設置することで、EU準拠の国内排出基準を達成し、もって、同国の環境保全に寄与するもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木工事・機材調達 ・ コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日：平成 17 年 3 月 29 日 イ 供与限度額：287.46 億円 ウ 金利：0.75% エ 償還（据置）期間：40（10） オ 調達条件：一般アンタイド</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状</p> <p>トゥルチェニ火力発電所の発電機は 70 年代～80 年代に設置されたものであり、老朽化が激しく、環境対策が施されていないため、現在の SO2 排出濃度が 3,230～4,764mg/Nm3 に達しており、EU準拠の国内排出基準(400mg/Nm3)を超過しているため、本事業に関する社会的ニーズは引き続き大きいと考えられる。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>EU基準が 2016 年に更に強化され 200mg/Nm3 になることから、同新基準の達成のため、追加工事を実施しているため遅延が発生し</p>

	<p>たが、事業自体は順調に進められている。</p>
<p>(2) 今後の対応方針</p>	<p>本件に関する社会的にニーズは引き続き大きく、事業完了後は当初予定どおりの効果が見込まれており、特に事業自体に特段の問題は生じていないため、引き続き事業を継続していく。</p>
<p>3 政策評価を行う過程において使用した資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・ 国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・ 国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・ そのほか国際協力機構から提出された資料